

医療計画の意義と課題

医療経済研究機構 所長
社会保障審議会会長
学習院大学長

遠藤 久夫

医療計画

国が定めた方針に従って、都道府県が地域の医療需要（人口、高齢化）に合わせて医療提供体制（医療施設、医療従事者）を整備する。

[医療提供体制のコントロール方法]

- ① 診療報酬による誘導：強力だが地域別の対応には不適當
- ② 補助金：継続性の懸念
- ③ 規制的手法：ペナルティを伴うものは限定的
- ④ 「見える化」：適切な指標が必要

医療計画は②と④が中心

○計画期間 6 年間（第8次 2024年～2029年）

○5 疾病・6 事業及び在宅医療について

- ・施策の検討においてロジックモデル等のツールを活用する。

5 疾病

【がん】 【脳卒中】 【心血管疾患】 【糖尿病】 【精神疾患】

6 事業及び在宅医療

【救急】 【災害】 【新興感染症】 【へき地】 【周産期】 【小児】 【在宅医療】

○外来医療について

- ・外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

○医療従事者の確保について

- ・医師の働き方改革の影響・医師偏在指標・地域医療介護総合確保基金の活用

○地域医療構想

- ・2025年以降の地域医療構想を検討。
- ・病床機能の分類⇒「地域包括ケア」？